

尾張旭市国土強靱化地域計画

令和2年7月
(令和6年4月改訂)
尾張旭市

目次

第1章	計画の策定趣旨等	
1	計画の策定趣旨	1
2	計画の位置づけ等	1
	(1) 計画の位置づけ	
	(2) 対象とする区域	
第2章	尾張旭市の地域特性等	
1	尾張旭市の地域特性	2
2	尾張旭市に影響を及ぼす大規模自然災害	2
	(1) 想定するリスクの考え方	
	(2) 地震により想定される被害	
	(3) 豪雨台風による過去の被害と想定される被害	
	(4) その他の大規模自然災害による被害	
第3章	尾張旭市の強靱化の基本的な考え方	
1	尾張旭市の強靱化の基本目標	5
2	尾張旭市の強靱化を進める上での留意事項	5
第4章	尾張旭市の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	
1	脆弱性の評価	6
	(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	
	(2) 脆弱性評価結果	
2	推進すべき施策の方針	8
第5章	計画推進の方策	
1	計画の推進体制	42
2	計画の進捗管理	42
3	計画の推進期間	42
	(別紙) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	44

第1章 計画の策定趣旨等

1 計画の策定趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

また、平成26年6月には、基本法に基づく国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、愛知県においても平成27年8月に「愛知県地域強靱化計画」が策定されました。

こうしたことを受け、「尾張旭市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」は、今後、本市に大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるため、国の国土強靱化政策や愛知県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、本市の強靱化に関する指針として策定したものです。

なお、この「強靱な地域」をつくりあげることは、「持続可能な開発目標（SDGs）※」で目指す方向性とも合致するものであり、本市の強靱化に係る様々な取組を通じて、「11 住み続けられるまちづくりを」のゴールの達成に貢献するものです。

※ 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

平成27年に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際目標。2030までに達成すべき17の目標と、関連する169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」を基本理念に、全世界共通の目標として取組が進められている。

2 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、地域の強靱化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となり、他の計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有します。

このため、尾張旭市総合計画や尾張旭市地域防災計画など本市の全ての関連する計画等で、地域の強靱化に係る部分については、本計画が指針となることから、今後それらの計画の見直しを行う際には、地域の強靱化に係る必要な施策を位置づけ具体化し、地域の強靱化を確実に推進していくものとします。

(2) 対象とする区域

本計画の対象区域は尾張旭市全域とします。

ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とします。

第2章 尾張旭市の地域特性等

1 尾張旭市の地域特性

本市は、愛知県の北西部、濃尾平野の東部にあり、尾張丘陵とこれを侵食した矢田川の流域に広がっています。東部に瀬戸市、西部、北部に名古屋市、南部に長久手市に接し、その市域は、東西5.7km、南北5.6km、面積は21.03km²となっています。

地形は、北部の丘陵地帯、中央部の沖積平野、南部の洪積台地に分けることができ、北部丘陵は、森林公園に代表されるように緑地帯が多く、ため池が大小いくつも見受けられ、市内を東西に流れる矢田川の右岸は、肥沃な沖積平野となっています。

また、左岸の本地ヶ原では、洪積層が広がっており、北部丘陵の地質は、新生代第三紀鮮新世に属する堆積層で、瀬戸層群矢田川累層と呼ばれ、礫層、砂層、シルト層を主体として、火山灰や亜炭層を伴っています。丘陵部によって囲まれた低地は、矢田川によってできた平野部であり、沖積層が堆積しています。

本市の気候は、比較的温暖で年間を通じて快晴が多く、特に冬季は、晴天が続き降雪日もそれほど多くありません。名古屋地方気象台の記録によれば、年間平均気温は概ね15℃であり、年間降水量は1,600mm程度で、6、7、9月に多く降るとされています。

太平洋岸の他地域に比べると夏季の降水量は若干少ないうえ、高温で干天連続日数が長期にわたることがあります。また、冬季の気候は、季節風の「伊吹おろし」が吹き、日本海側から雪を運んでくることもあります。

2 尾張旭市に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 想定するリスクの考え方

本市に被害が生じる大規模自然災害全般〔地震、風水害（豪雨、洪水）、土砂災害、異常渇水〕を対象とします。

なお、被害については、地震や豪雨災害など、具体的な想定がある災害はこれを用い、具体的な想定がない災害は過去の災害事例等を参考に想定し、必要に応じて見直していきます。

(2) 地震により想定される被害

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は次のとおりです。なお、各々の被害想定については、平成26年度に本市が独自に算定をしました。

- ア 東海・東南海地震連動地震
- イ 東海・東南海・南海地震三連動地震
- ウ 南海トラフ巨大地震
- エ 猿投一高浜断層帯地震（内陸型地震）

これらのうち、ア、イ、ウの南海トラフで発生する地震は、その発生確率や被害規模から、本市としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものです。

南海トラフで発生する地震には多様性があり予測困難なものではありますが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定します。

【地震及び被害の想定】

		南海トラフ巨大地震（過去最大）
地震の規模		M8.7
震源の位置		紀伊半島沖
本市の震度		震度5強から6弱
人的被害	死者	17人
	負傷者	426人
建物被害	全壊	418棟
	半壊	1,052棟
最大避難者数（概算）		8,262人
避難所への避難者		4,131人

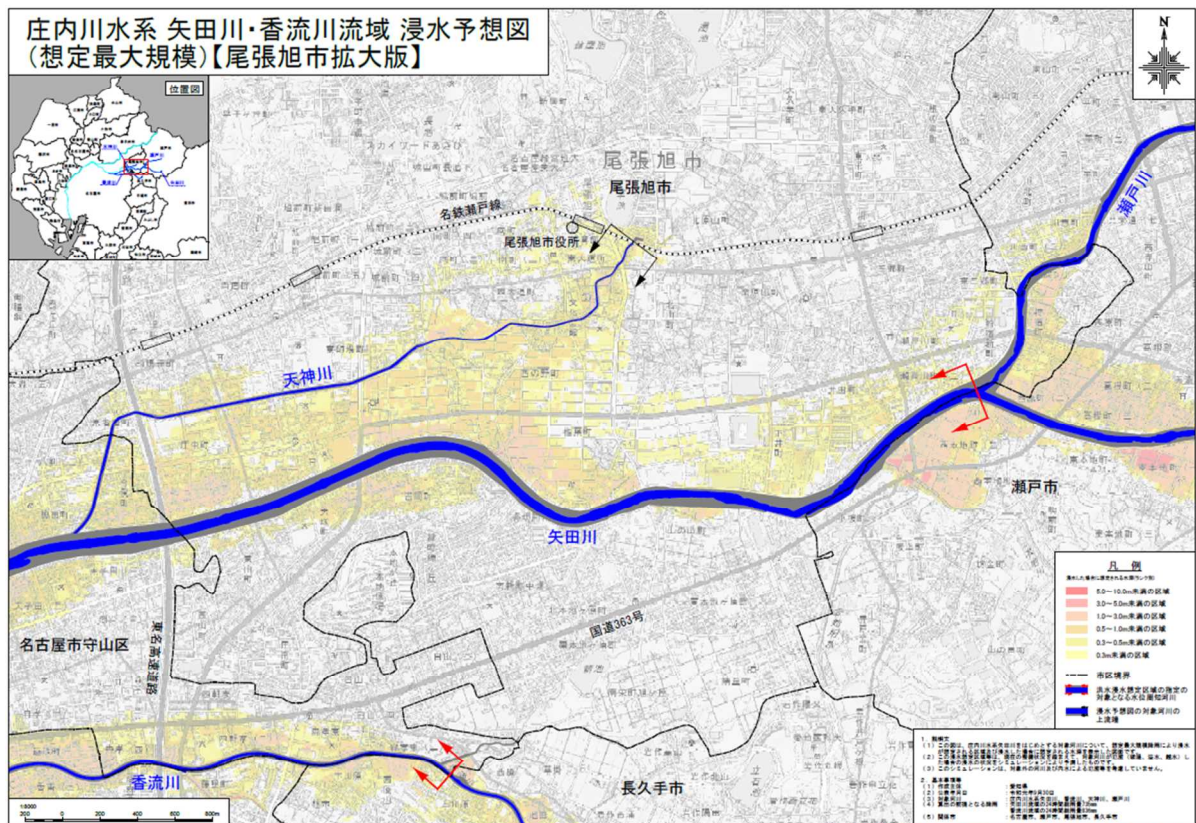
(3) 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

ア 豪雨災害

近年において予想を上回る雨量により大きな被害をもたらしたのは、2000年（平成12年）9月11日～12日の東海豪雨です。台風14号の影響により秋雨前線が刺激され、記録的な豪雨となりました。県内全域では死者7名、家屋全壊18戸、半壊154戸、床上浸水22,078戸、床下浸水39,728戸と、多大な被害をもたらしました。

イ 洪水

平成27年5月の水防法改正（同年7月施行）を受け、想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域が公表され、矢田川及び天神川の河川沿いを中心に浸水被害が想定されます。



(出典) 県ホームページ

(4) その他の大規模自然災害による被害

ア 土砂災害

本市には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定されている土砂災害警戒区域が27箇所あります。

また、その中でも住宅などが損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある土砂災害特別警戒区域が19箇所あり、降雨等によりがけ崩れが発生し、付近の建築物等に土砂の流入等の被害がもたらされることが想定されます。

イ 異常渇水

短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にある一方で、年間の降水日数は減少しており、毎年のように取水制限が生じています。また、将来においても、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されています。

平成6年渇水では、九州北部、瀬戸内海沿岸、東海地方を中心とした地域の各地で上水道の供給が困難となり、時間指定断水などの給水制限が実施されました。

本市においても、8月18日から8月31日まで実施された時間給水（最長19時間断水）により、最大23,022世帯に影響を及ぼしました。

第3章 尾張旭市の強靱化の基本的な考え方

1 尾張旭市の強靱化の基本目標

基本法第14条において、本計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならぬ。」と規定されており、基本計画及び愛知県地域強靱化計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、以下のとおり基本目標を設定しました。

- ① 市民の生命を最大限守る。
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- ③ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする。

2 尾張旭市の強靱化を進める上での留意事項

基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、「本市の強靱化を進める上での留意事項」を以下のとおり取りまとめ、取組を進めていくこととします。

- ▶ 強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証
- ▶ 短期的な視点によらず、長期的な視点を持って取り組む。
- ▶ ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、総合的に取り組む。
- ▶ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮する。

第4章 尾張旭市の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性の評価

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本目標を達成し、尾張旭市を強靱化する意義を実現するために必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、尾張旭市の強靱化の現状と課題を示します。

脆弱性評価にあたり、愛知県地域強靱化計画をもとに、尾張旭市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と36の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	行政機関等の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
		5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	異常湧水等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により、復興できなくなる事態
		8-3	地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により、復興が大幅に遅れる事態
		8-4	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
		8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

(2) 脆弱性評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を実施しました。

ここで、リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）をできる限り選定しました。

2 推進すべき施策の方針

前節(2)で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進すべき施策の方針は次のとおりです。

これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組により一層効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関係するデータを共有するなど、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとしました。

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1	住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
<p>(住宅・建築物等の耐震化等の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。さらに、宅地の耐震診断や耐震化を促進する。 ○ 住宅や建築物の開口部における飛来物対策など、強風時の飛来物の衝突による被害を抑制する取組を推進する。 <p>(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。 <p>(公共施設等の耐震化・長寿命化の推進・促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化する。また、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。 <p>公共施設、医療施設、社会福祉施設等の長寿命化については、計画に基づき、適切な対策を推進する。</p> <p>(空き家の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空き家化の予防等を含めた空家等対策計画に基づく取組を推進する。 <p>(交通施設等における脆弱性の解消)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する。また、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。 	

- インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する装備等に係る検討を進める。
(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)
- 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に啓発するなど、施設等の安全性を向上させる。
(各公共施設・構造物の脆弱性の解消等)
- 老朽化した危険な各公共施設・構造物については、その必要性を考慮しつつ、除却を進める。
(家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進)
- 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
(災害対応能力の向上)
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。
(消防団等の充実強化の促進等)
- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

(重要業績指標)

- 3-1-5 大規模改修工事を完了した学校数の割合 33%(H30)→50%(R7)
- 5-3-2 消防職員の充足率 92.2%(H30)→100%(R7)
- 5-3-3 消防団員の充足率 96.1%(H30)→100%(R7)
- 42-0416 補修が必要な横断歩道橋の数 1橋(R1)→0橋(R7)
- 42-0416 補修した橋梁の数 0橋(R1)→1橋(R7)
- 41-0102 大規模盛土造成地の調査促進 第一次スクリーニング完了、マップ公表(R1)→第二次スクリーニング完了(R7)
- 41-0102 民間木造住宅耐震化率 74%(R1)→95%(R7)
- 53-0202 消防車両の継続的な更新 0台(H30)→1台(R7)

1-2

密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備等を推進する。
(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)
- 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。
(災害対応能力の向上)
- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する。

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

(重要業績指標)

- 4-1-1 秩序ある街区となっている市街地面積割合 59.1%(H30)→60.1%(R7)
- 4-1-3 市街地の公園などの面積 86.1ha(H30)→88.1ha(R7)
- 5-2-2 災害情報メール配信サービス加入者数 8,829人(H30)→10,000人(R7)
- 5-2-1 防災協定の締結数 69件(H30)→100件(R7)
- 5-3-1 防火対象物の立入検査後の改善率 73%(H30)→65%以上(R7)
- 5-3-2 消防職員の充足率 92.2%(H30)→100%(R7) (再掲)
- 5-3-2 水利基準の達成率 91.1%(H30)→94%(R7)
- 5-3-3 消防団員の充足率 96.1%(H30)→100%(R7) (再掲)
- 41-0107 区域内の公共用地の整備率 38%(R1)→64%(R7)
- 41-0107 地区内居住人口 21,349人(R1)→21,420人(R7)
- 41-0203 東栄公園、旭台1号公園、大久手西公園、大久手東公園、出屋敷公園改良 0か所(R2)→2か所(R7)
- 41-0202 三郷駅周辺まちづくり事業進捗率 0%(R1)→15%(R7)
- 42-0417 狭あい道路解消率 2.2%(R1)→3.5%(R7)
- 53-0202 消防車両の継続的な更新 0台(H30)→1台(R7) (再掲)
- 43-0302 矢田川散策路の整備 0m(R1)→1,750m(R7)

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 河川堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水機場の整備や機能強化を進めるとともに、管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。

- 洪水による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進める。

- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地域防災計画の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進)

- 河川の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。

(河川の改修)

- 河川整備計画に基づき、河川改修を進める。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、適切に維持管理を行う。

(浸水想定区域の周知)

- 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を周知することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。

(気候変動を踏まえた水災害対策)

- 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水害対策について、県の動向を踏まえ、対応について検討する。

(水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進)

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む。

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報関係施策を推進する。
- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。

(災害対応力の強化)

- 多数の死傷者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する。
- 他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。

(重要業績指標)

- 4-1-4 幹線排水路の整備率 98.8%(H30)→100%(R7)
- 4-1-4 道路冠水箇所数 13箇所(H30)→11箇所(R7)
- 5-2-2 災害情報メール配信サービス加入者数 8,829人(H30)→10,000人(R7) (再掲)
- 5-2-1 防災協定の締結数 69件(H30)→100件(R7) (再掲)
- 41-0109 北原山地区内の雨水排水施設整備済延長 (のべ延長) 3,470m(R1)→4,000m(R7)
- 43-0302 矢田川散策路の整備 0m(R1)→1,750m(R7) (再掲)

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害対策の推進)

- 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進める。
- 土砂災害に対して人的被害を防止するため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新す

る。

- ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の周知や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図る。

(森林・農地等の保全機能の低下への対応)

- 健全な森林の状態を保つための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する。森林の整備に当たっては、必要に応じ森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る。
- 基幹の水利施設を始めとする農業水利施設の耐震化等を進める。

(亜炭坑跡地対策の促進)

- 亜炭坑跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施など、亜炭坑跡地対策を促進する。

(警戒避難体制の整備等)

- 警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練などの地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
- 災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修及び同エリア外への移転を促進する。

(情報関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなどICTを活用した情報共有などの情報通信関係施策を推進する。

(災害対応力の強化等)

- 多数の死者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する。
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。

(重要業績指標)

4-1-4 幹線排水路の整備率 98.8%(H30)→100%(R7) (再掲)

4-3-2 用水路の改修率 18.9%(H30)→28%(R7)

5-2-2 災害情報メール配信サービス加入者数 8,829人(H30)→10,000人(R7) (再掲)

5-2-1 防災協定の締結数 69件(H30)→100件(R7) (再掲)

41-0102 大規模盛土造成地の調査促進 第一次スクリーニング完了、マップ公表(R1)→第二次スクリーニング完了(R7) (再掲)

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
<p>(輸送ルートの確保対策の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備を進める。 <p>(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、整備資機材の充実や、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。 ○ 交通規制等の情報提供により、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。 ○ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。 <p>(水道施設の老朽化対策等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水道事業者等において耐震化計画の策定と水道施設の耐震化を推進する。 ○ 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、応急給水計画の策定等を推進する。また、避難所となる施設で、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める。 <p>(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。 <p>(停電時における電動車等の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。 <p>(応急用食料等の調達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ巨大地震等の広域のかつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による市備蓄の推進や企業連携型BCPの策定の促進を図る。また、応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続する。さらには、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討するとともに、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせて精査する。 <p>(食料・燃料等の備蓄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る。公的施設・避難所等における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する。 <p>(燃料等の仮貯蔵)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防庁の「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」について、関係機関への十分な周知・情報提供を図る。 	

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 災害時にラストマイルも含めて円滑に支援物資を輸送するため、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施することで、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する。また、被災地の状況に合わせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制を構築する。
- 災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

(重要業績指標)

- 4-4-1 配水管の老朽化率 21.5%(H30)→37%(R7)
- 4-4-1 幹線管路の耐震化率 30.3%(H30)→50%(R7) (再掲)
- 4-4-1 応急給水拠点箇所数 13拠点(H30)→15箇所(R7)
- 5-2-3 避難想定住民(8,262名)への1人あたりの食数 8.3食(H30)→9食(R7)
- 5-2-1 防災協定の締結数 69件(H30)→100件(R7) (再掲)
- 5-3-3 消防団員の充足率 96.1%(H30)→100%(R7) (再掲)
- 42-0304 幹線道路舗装補修率 28.5%(R1)→17.7%(R7)
- 41-0408 道路の改良延長(単年度) 632m(H30)→650m(R7)

2-2

消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。さらに、市内において、応援部隊の一次集結やベースキャンプ機能を果たす防災拠点の整備検討を進める。
- SNSによる住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める。

(災害対応業務の実効性の向上)

- 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性をさらに強化する。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

- 情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。

(消防団員の確保)

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。

(後方支援を担う新たな防災拠点の確保)

- 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進)

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開が行われるよう支援する。

(避難行動要支援者の救助・救急活動)

- 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。

(消防団の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

(重要業績指標)

- 1-5-2 避難行動要支援者台帳の延べ提供団体数 48団体(H30)→54団体(R7)
- 4-1-4 幹線排水路の整備率 98.8%(H30)→100%(R7) (再掲)
- 4-1-4 道路冠水箇所数 13箇所(H30)→11箇所(R7) (再掲)
- 5-2-1 自主防災組織が実施した防災活動日数の平均数 17日(H30)→24日(R7)
- 5-2-2 災害情報メール配信サービス加入者数 8,829人(H30)→10,000人(R7) (再掲)
- 5-3-3 消防団員の充足率 96.1%(H30)→100%(R7) (再掲)
- 42-0304 幹線道路舗装補修率 28.5%(R1)→17.7%(R7) (再掲)
- 41-0408 道路の改良延長(単年度) 632m(H30)→650m(R7) (再掲)
- 53-0202 消防車両の継続的な更新 0台(H30)→1台(R7) (再掲)
- 42-0307 あんしん歩行エリア整備率 15.5%(R1)→92.7%(R7)
- 42-0312 南栄6号線道路整備率(事業費ベース) 3%(R1)→100%(R7)
- 42-0312 交差点改良箇所数 0箇所(R1)→4箇所(R7)

(帰宅困難者対策の推進)

- 鉄道・バスの運行や道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的に得られる仕組みの導入や住宅の耐震化等、家族の安全を確信できる条件整備を進める。
- 混乱の発生を避けるため、帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を講じる。

(帰宅困難者等の受入態勢の確保)

- 不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。滞在所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進する。また、滞在者等の安全の確保に向けた取組を一層促進する。

(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。また、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を推進する。さらには、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進める。

(鉄道の運行再開の協力等)

- 鉄道の運行再開について、速やかに運行を再開できるよう鉄道会社へ協力するとともに、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制を強化する。

(交通渋滞の回避)

- 交通渋滞により代替バスの円滑な運行ができなくなる事態を回避するため、通行止めなどの交通規制、渋滞等を提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。

(行政機関等の機能低下の回避)

- 行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める。

(代替輸送手段の確保等)

- 地震、土砂災害、洪水による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する。

(重要業績指標)

- 4-1-3 市街地の公園などの面積 86.1ha(H30)→88.1ha(R7) (再掲)
- 5-2-1 災害時に職員として果たすべき役割や初動ができる職員の割合 81.3%(H30)→95%(R7)
- 5-2-1 防災協定の締結数 69件(H30)→100件(R7) (再掲)
- 41-0203 東栄公園、旭台1号公園、大久手西公園、大久手東公園、出屋敷公園改良 0か所(R2)→2か所(R7) (再掲)
- 41-0202 三郷駅周辺まちづくり事業進捗率 0%(R1)→15%(R7) (再掲)
- 42-0304 幹線道路舗装補修率 28.5%(R1)→17.7%(R7) (再掲)
- 42-0307 あんしん歩行エリア整備率 15.5%(R1)→92.7%(R7) (再掲)
- 42-0312 南栄6号線道路整備率(事業費ベース) 3%(R1)→100%(R7) (再掲)

42-0312	交差点改良箇所数	0箇所(R1)→4箇所(R7)	(再掲)
43-0302	矢田川散策路の整備	0m(R1)→1,750m(R7)	(再掲)

2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
<p>(医療リソースの供給体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ巨大地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る。 ○ 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する。 <p>(災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害拠点病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高める。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、非常用電源の確保、自立・分散型エネルギー設備の導入、LPガスや灯油など、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進する。 <p>(民間事業者との連携による燃料の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油燃料の運搬給油体制を確保する。 <p>(多数の負傷者が発生した場合の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する。 <p>(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。 <p>(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）等を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに洪水土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。 <p>(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、代替性確保のための幹線道路等の整備及びアクセス向上、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策（道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等）や無電柱化、環状交差点等の活用、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに洪水土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。 ○ 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。 	

(救急搬送の遅延の解消)

- 救急搬送の遅延を解消するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する。また、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。
- 通行止めなどの交通規制、渋滞等情報提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。

(重要業績指標)

- 4-1-4 幹線排水路の整備率 98.8%(H30)→100%(R7) (再掲)
- 4-1-4 道路冠水箇所数 13箇所(H30)→11箇所(R7) (再掲)
- 5-2-1 防災協定の締結数 69件(H30)→100件(R7) (再掲)
- 42-0304 幹線道路舗装補修率 28.5%(R1)→17.7%(R7) (再掲)
- 41-0408 道路の改良延長(単年度) 632m(H30)→650m(R7) (再掲)
- 42-0416 補修が必要な横断歩道橋の数 1橋(R1)→0橋(R7) (再掲)
- 42-0416 補修した橋梁の数 0橋(R1)→1橋(R7) (再掲)
- 42-0417 狭あい道路解消率 2.2%(R1)→3.5%(R7) (再掲)
- 42-0312 南栄6号線道路整備率(事業費ベース) 3%(R1)→100%(R7) (再掲)
- 42-0312 交差点改良箇所数 0箇所(R1)→4箇所(R7) (再掲)

2-5

被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(衛生環境の確保等)

- 災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持する。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。

(下水道施設の整備促進・耐震化・老朽化対策・下水道BCPの充実)

- 地震時においても衛生的な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を促進する。
- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保するため、下水道施設の耐震化、老朽化対策を早急に進めるとともに、下水道BCPの充実を促進する。

(避難所における感染症対策の推進)

- 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、O-157、新型コロナウイルスなどが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。

- 避難所が過密状態になるのを防ぐため、親戚や友人の家等の避難所以外への避難の検討を促進する。

(医療活動を支える取組の推進)

- 医療活動を支える取組を着実に推進する。

(重要業績指標)

- 4-4-3 管渠・マンホールの保守点検箇所数(単年度) 1,141箇所(H30)→1,000箇所(R7)
- 4-4-3 管渠補修箇所数(単年度) 108箇所(H30)→100箇所(R7)
- 5-2-1 防災協定の締結数 69件(H30)→100件(R7)(再掲)
- 44-0101 指定避難所(小中学校)におけるマンホールトイレ設置数 30基(R1)→60基(R7)
- 44-0101 下水道普及率 76.6%(R1)→90%(R7)
- 4-4-3 浄化センター長寿命化対策事業ストックマネジメント計画における改築設備の実施率 0%(R1)→100%(R7)

2-6

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設が指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化する。

(避難所の運営体制等の整備)

- 被災者の避難生活を適正に支援できるよう、避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する。また、地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組を促す。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を図る。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

(避難所における必要物資の確保等)

- 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、断水時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。

(避難所外避難者への対策の整備)

- 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を促進する。

(被災者の健康管理)

- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症(いわゆるエコノミ

ークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害直急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

(保健医療機能の確保等)

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

(被災者の生活支援等)

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

(住宅・建築物の耐震化等)

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進める。

(避難所の耐震化等の推進)

- 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化を行う。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する。
- 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備などの取組を促進する。

(避難生活における要配慮者支援)

- 高齢者や障がい者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。
- 災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。

(避難行動要支援者への支援)

- 市における避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。

(避難所の絶対量の不足に対する相互連携)

- 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。

(重要業績指標)

- 1-5-2 避難行動要支援者台帳の延べ提供団体数 48団体(H30)→54団体(R7) (再掲)
- 3-1-5 大規模改修工事を完了した学校数の割合 33%(H30)→50%(R7) (再掲)
- 5-2-2 災害情報メール配信サービス加入者数 8,829人(H30)→10,000人(R7) (再掲)
- 5-2-3 避難想定住民(8,262名)への1人あたりの食数 8.3食(H30)→9食(R7) (再掲)

5-2-3 避難所の充足率 70.1%(H30)→100%(R7)
5-2-1 防災協定の締結数 69件(H30)→100件(R7) (再掲)
31-0507・0510 トイレ改修を完了した学校の割合 58%(R1)→97%(R7)
31-0507・0510 特別教室等に空調設備を整備した割合 30%(R1)→100%(R7)
31-0507・0510 体育館等に空調設備を整備した割合 0%(R1)→25%(R7)
3-1-5 小中学校に少なくとも1基の人荷用エレベーターが整備されている学校の割合 58%件
(H30)→92%(R7)
44-0101 指定避難所(小中学校)におけるマンホールトイレ設置数 30基(R1)→60基(R7) (再掲)
41-0109 北原山地区内の雨水排水施設整備済延長 (のべ延長) 3,470m(R1)→4,000m(R7)
(再掲)

目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
<p>(公共の安全等の秩序維持体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る。 <p>(緊急交通路の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する。 <p>(道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通情報の集約や、迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。 <p>(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。 ○ 人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る。 <p>(市職員・施設等の被災による機能低下の回避)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治安の悪化等を防ぐため、市の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。 	
<p>(重要業績指標)</p> <p>5-2-1 自主防災組織が実施した防災活動日数の平均数 17日(H30)→24日(R7) (再掲)</p> <p>5-2-1 災害時に職員として果たすべき役割や初動ができる職員の割合 81.3%(H30)→95%(R7) (再掲)</p> <p>5-4-2 防犯活動の延べ参加者数 9,500人(H30)→9,500人(R7)</p> <p>5-1-1 自治会加入率 63%(H30)→57.2%(R7)</p>	

3-2	行政機関等の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下
<p>(行政機関等の機能維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る。また、市の情報通信ネットワークの冗長化等を図る。 <p>(自治体の業務継続計画の作成及び見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画(BCP)の作成及び見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った合同訓練等を継続していく。 <p>(行政機関等の職員の不足への対応)</p>	

- 行政機関等の職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める。
- 他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。

(防災拠点等の電力確保等)

- 電力供給遮断などの非常時においても、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する。
- 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、備蓄等を促進するとともに、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る国・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。

(道路の防災対策等)

- 行政機関等の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに洪水土砂災害対策、治山対策等の地域の防災対策を着実に進める。

(復旧復興施策や被災者支援の取組等)

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。
- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。

(住民等の自発的な防災行動の促進)

- 地区防災計画制度の普及・啓発等で住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく。

(タイムラインの策定)

- 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインの策定を検討する。

(応急活動等の継続のための事前対策)

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだBCPの策定を促進する方策を検討する。

(災害応急対策の実施体制の確立)

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る

(重要業績指標)

- 5-2-1 自主防災組織が実施した防災活動日数の平均数 17日(H30)→24日(R7) (再掲)
- 5-2-1 防災協定の締結数 69件(H30)→100件(R7) (再掲)
- 5-2-1 災害時に職員として果たすべき役割や初動ができる職員の割合 81.3%(H30)→95%(R7) (再掲)

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
<p>(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは市全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する。 <p>(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、BCPの見直しを図る。 <p>(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する。	
<p>(重要業績指標)</p> <p>8-2-2 主要情報システムの安定性（稼働率） 99.9%(H30)→99.9%(R7)</p> <p>5-2-1 防災協定の締結数 69件(H30)→100件(R7)（再掲）</p>	

4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態
<p>(多様な情報提供手段の確保)</p> <ul style="list-style-type: none">○ テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム（Lアラート）の導入促進など、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る。 <p>(災害対応業務の標準化)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。 <p>(情報通信インフラの整備)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を促進する。	
<p>(重要業績指標)</p> <p>5-2-2 災害情報メール配信サービス加入者数 8,829人(H30)→10,000人(R7)（再掲）</p> <p>5-2-1 防災協定の締結数 69件(H30)→100件(R7)（再掲）</p>	

4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
<p>(効果的な教育・啓発の実施)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。	

(情報伝達手段の多様化の推進)

- 全ての住民にJアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。また、全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の災害情報共有システム（Lアラート）の導入促進や関係者間の合同訓練、住民リストの整備、旅行者など短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する。

(情報収集手段の多様化の推進等)

- 災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や共通化について検討する。

(情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)

- 国の災害情報ハブの取組等を参考に、情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、情報収集・提供の主要な主体である自治体の人員・体制を整備する。

(情報伝達手段・体制の確保)

- 防災行政無線、消防等の通信施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る。
- 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

(交通渋滞による避難の遅れの回避)

- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルールの検討、道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等を行う。また、通行実績情報等の自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。

(災害対応力の向上)

- 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。また、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。さらには、情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進める。
- 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。

(避難勧告等の発令)

- 避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。さらに、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う。

(避難の円滑化・迅速化)

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る。

(重要業績指標)

5-2-2 災害情報メール配信サービス加入者数 8,829人(H30)→10,000人(R7) (再掲)

42-0416 補修した橋梁の数 0橋(R1)→1橋(R7) (再掲)

41-0102 大規模盛土造成地の調査促進 第一次スクリーニング完了、マップ公表(R1)→第二次スクリーニング完了(R7) (再掲)

41-0102 民間木造住宅耐震化率 74%(R1)→95%(R7) (再掲)

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
(個別企業BCP策定等の促進)	
○ 個別企業のBCPについては、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる。特に、中小企業のBCP策定率を向上させるため、中小企業庁が整備したBCP策定運用指針やレベルに応じたBCPの様式等を活用し、普及活動を進める。また、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携したBCPの策定を促進する。	
○ 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシーの確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象としたBCPの作成や浸水防止対策の実施を促進するための方策について検討する。	
(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)	
○ 道路の防災、地震対策や無電柱化を進める	

5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
(燃料供給バックアップ体制の充実強化)	
○ 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列BCPの策定を促進し、訓練の実施等を通じて燃料供給のバックアップ体制の実効性を高めるとともに、計画の不断の見直しを行う。	

5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
(交通施設の防災対策の推進)	
○ 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。	
○ 道路橋梁の耐震補強や液状化対策、浸水対策、停電対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進める。また、洪水、土砂災害、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。	
(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)	
○ 老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他う回路となり得る道の情報把握と共有、交通安全施設等の整備、環状交差点等の活用等を進める。	
○ 関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供を行う。	
○ 現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。	
(輸送モードの連携・代替性の確保)	
○ 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化する。また、鉄道や自動車を利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する。	
(重要業績指標)	
4-1-4 道路冠水箇所数 13箇所(H30)→11箇所(R7) (再掲)	

42-0203	印場駅バリアフリー化事業進捗率	0%(R1)→100%(R7)
42-0416	補修した橋梁の数	0橋(R1)→1橋(R7) (再掲)
41-0102	大規模盛土造成地の調査促進	第一次スクリーニング完了、マップ公表(R1)→第二次スクリーニング完了(R7) (再掲)
41-0102	民間木造住宅耐震化率	74%(R1)→95%(R7) (再掲)
42-0307	あんしん歩行エリア整備率	15.5%(R1)→92.7%(R7) (再掲)
42-0312	南栄6号線道路整備率(事業費ベース)	3%(R1)→100%(R7) (再掲)
42-0312	交差点改良箇所数	0箇所(R1)→4箇所(R7) (再掲)

5-4 食料等の安定供給の停滞

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発、事業者によるBCPの策定を促進する。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく。
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者(運輸、倉庫等)、自治体等の連携・協力体制を強化する。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池などの農業水利施設の耐震化等、農業水利施設等の保全対策、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する。

(サプライチェーン輸送モードの強化)

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。

5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

(上水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)

- 上水道、農業水利施設の耐震化について、都道府県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める。また、老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。

(水資源の有効な利用等の普及・推進)

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の推進に関する法律(平成26年法律第17号)に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。

(水の安定供給)

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基

本法（平成26年法律第16号）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

（重要業績指標）

- 4-4-1 配水管の老朽化率 21.5%(H30)→37%(R7)（再掲）
- 4-4-1 幹線管路の耐震化率 30.3%(H30)→50%(R7)（再掲）
- 4-4-1 応急給水拠点箇所数 13拠点(H30)→15箇所(R7)（再掲）
- 4-3-2 用水路の改修率 18.9%(H30)→28%(R7)（再掲）

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
<p>（石油燃料の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。 <p>（自立・分散型エネルギーの導入の促進等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。 <p>（エレベーター閉じ込め対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エレベーターが緊急停止した場合の、閉じ込められた乗員の救出策を検討する。 	
<p>（重要業績指標）</p> <p>5-2-1 防災協定の締結数 69件(H30)→100件(R7)（再掲）</p>	

6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
<p>（水道施設等の耐震化等の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道施設について、耐震性の不足している施設については耐震化等を推進する。また、市や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める。 ○ 上水道の管路更新（耐震管への更新）及び基幹管路の2条化などの管路対策を計画的に進める。 ○ 上水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。 <p>（上水道等の復旧の体制等の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、道路防災対策等を進めるとともに、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進め、雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。 	
<p>（重要業績指標）</p> <p>5-2-1 防災協定の締結数 69件(H30)→100件(R7)（再掲）</p>	

6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
<p>（下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道の処理場施設及び幹線管渠施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実に促進する。 <p>（浄化槽の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。また、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する。 	

(汚水処理施設等の防災対策の強化)

- 施設の耐震化対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

(重要業績指標)

- 4-4-3 管渠・マンホールの保守点検箇所数（単年度） 1,141箇所(H30)→1,000箇所(R7)（再掲）
- 4-4-3 管渠補修箇所数（単年度） 108箇所(H30)→100箇所(R7)（再掲）
- 44-0101 下水道普及率 76.6%(R1)→90%(R7)（再掲）
- 4-4-3 浄化センター長寿命化対策事業ストックマネジメント計画における改築設備の実施率 0%(R1)→100%(R7)（再掲）

6-4

交通インフラの長期間にわたる機能停止

(輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確実な確保のため、都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。
- 道路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進める。
- 道路橋梁の耐震補強、土砂災害対策、道路の無電柱化、老朽化した信号機の更新、その他交通施設に関する耐震化、液状化対策耐水対策、停電・節電対策や、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。
- 交通インフラの維持管理、更新に関する検討を進め、実用化を図る。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

(交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備)

- 大規模地震発災後、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を図る。また、代替輸送ルート計画の支援などについて、検討を進める。
- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努める。
- 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。
- 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する。

(道路における冠水対策)

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応

じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る。

(災害時における放置車両対策)

- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討)

- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

- 復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する。

(重要業績指標)

- 5-2-1 防災協定の締結数 69件(H30)→100件(R7) (再掲)
- 4-1-4 幹線排水路の整備率 98.8%(H30)→100%(R7) (再掲)
- 4-1-4 道路冠水箇所数 13箇所(H30)→11箇所(R7) (再掲)
- 42-0416 補修が必要な横断歩道橋の数 1橋(R1)→0橋(R7) (再掲)
- 42-0416 補修した橋梁の数 0橋(R1)→1橋(R7) (再掲)
- 41-0109 北原山地区内の雨水排水施設整備済延長 (のべ延長) 3,470m(R1)→4,000m(R7) (再掲)
- 42-0312 南栄6号線道路整備率 (事業費ベース) 3%(R1)→100%(R7) (再掲)
- 42-0312 交差点改良箇所数 0箇所(R1)→4箇所(R7) (再掲)

6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
(防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進)	
○ 大規模地震想定地域等における河川等の防災インフラについては、市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進める。	
(重要業績指標)	
4-1-4 幹線排水路の整備率 98.8%(H30)→100%(R7) (再掲)	
4-1-4 道路冠水箇所数 13箇所(H30)→11箇所(R7) (再掲)	
41-0109 北原山地区内の雨水排水施設整備済延長 (のべ延長) 3,470m(R1)→4,000m(R7) (再掲)	

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1

地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(救助活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。
- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進める。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等を推進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備等を推進する。
- 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める。

(農業用燃料タンクの燃料流出防止対策の推進)

- 消防法に基づく市条例の周知や、防止対策に関する情報提供など農業用燃料タンクの燃料流出防止対策を推進する。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。さらに、宅地の耐震診断や耐震化を促進する。
- 住宅や建築物の開口部における飛来物対策など、強風時の飛来物の衝突による被害を抑制する取組を推進する。

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 公共施設、医療施設、社会福祉施設等について耐震化を進める。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める。

(感震ブレイカー等の普及)

- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレイカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレイカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。

(災害対応力の向上)

- 道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備等を進める。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練する。

(消防水利の確保)

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。

(消防団員の確保等)

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。
- 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

(重要業績指標)

- 3-1-5 大規模改修工事を完了した学校数の割合 33%(H30)→50%(R7) (再掲)
- 4-1-1 秩序ある街区となっている市街地面積割合 59.1%(H30)→60.1%(R7) (再掲)
- 4-1-3 市街地の公園などの面積 86.1ha(H30)→88.1ha(R7) (再掲)
- 5-2-1 自主防災組織が実施した防災活動日数の平均数 17日(H30)→24日(R7) (再掲)
- 5-3-2 水利基準の達成率 91.1%(H30)→94%(R7) (再掲)
- 5-3-3 消防団員の充足率 96.1%(H30)→100%(R7) (再掲)
- 41-0107 区域内の公共用地の整備率 38%(R1)→64%(R7) (再掲)
- 41-0107 地区内居住人口 21,349人(R1)→21,420人(R7) (再掲)
- 41-0203 東栄公園、旭台1号公園、大久手西公園、大久手東公園、出屋敷公園改良 0か所(R2)→2か所(R7) (再掲)
- 41-0202 三郷駅周辺まちづくり事業進捗率 0%(R1)→15%(R7) (再掲)
- 41-0102 大規模盛土造成地の調査促進 第一次スクリーニング完了、マップ公表(R1)→第二次スクリーニング完了(R7) (再掲)
- 41-0102 民間木造住宅耐震化率 74%(R1)→95%(R7) (再掲)
- 53-0202 消防車両の継続的な更新 0台(H30)→1台(R7) (再掲)
- 43-0302 矢田川散策路の整備 0m(R1)→1,750m(R7) (再掲)

7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(関係機関の連携)

- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める。
- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化を進める。

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

- 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。

(沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組)

- 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す。

(道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策)

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく。

(空き家の管理)

- 空き家化の予防等を含めた空家等対策計画に基づく取組を推進する。

(地下構造物の耐震化等の推進)

- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める。

(災害情報の収集体制の強化)

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。
- 自動車が通行できない時に、自転車など効率よく現地調査を行う手段の確保や、既設の計測・観測機器類等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるようにする。

(交通渋滞の回避)

- 迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。

(重要業績指標)

- 42-0416 補修が必要な横断歩道橋の数 1橋(R1)→0橋(R7) (再掲)
- 41-0109 北原山地区内の雨水排水施設整備済延長 (のべ延長) 3,470m(R1)→4,000m(R7) (再掲)
- 41-0102 大規模盛土造成地の調査促進 第一次スクリーニング完了、マップ公表(R1)→第二次スクリーニング完了(R7) (再掲)
- 41-0102 民間木造住宅耐震化率 74%(R1)→95%(R7) (再掲)

7-3 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(ため池の防災対策の推進)

- 防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの作成など総合的な対策を実施する。

(土砂災害対策の推進)

- 土砂災害防止機能を発揮させるため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。
- 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として 堆積土砂の撤去を行う。

(情報関係施策の推進)

- Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化などの情報関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生等を防止する。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

(重要業績指標)

- 4-1-4 幹線排水路の整備率 98.8%(H30)→100%(R7) (再掲)
- 5-2-2 災害情報メール配信サービス加入者数 8,829人(H30)→10,000人(R7) (再掲)
- 5-3-3 消防団員の充足率 96.1%(H30)→100%(R7) (再掲)
- 41-0109 北原山地区内の雨水排水施設整備済延長 (のべ延長) 3,470m(R1)→4,000m(R7) (再掲)

(石綿飛散防止対策)

- 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底について指導を進めていく。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する。
- 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、マニュアルの策定を進める。
- 地震により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進めていく。

(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

- 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく。また、市の施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させる。

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。
- 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する。

(適切な森林の整備・保全)

- 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図る。
- 災害が発生する危険性の高い箇所の的確な把握治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る。自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

(土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施等)

- 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

- 森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。また、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。
- 地域の活動組織による森林の保全管理活動等に関連事業者の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する。

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。

(農地・農林等の荒廃の防止)

- 農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぐ。

(重要業績指標)

4-1-3 市街地の公園などの面積 86.1ha(H30)→88.1ha(R7) (再掲)

4-3-1 公共緑地面積 501.1ha(H30)→503ha(R7)

4-3-1 民有緑地面積 16.3ha(H30)→16ha(R7)

4-3-1 耕作放棄地の面積 3.4ha(H30)→2.9ha(R7)

41-0203 東栄公園、旭台1号公園、大久手西公園、大久手東公園、出屋敷公園改良 0か所(R2)→2か所(R7) (再掲)

43-0302 矢田川散策路の整備 0m(R1)→1,750m(R7) (再掲)

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態
<p>(災害廃棄物の仮置場の確保の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。 <p>(災害廃棄物処理計画の策定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物処理計画策定するとともに、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。 <p>(ごみ焼却施設の災害対応力の強化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入など、大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める。 ○ 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する。 <p>(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。 ○ 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理計画策定する。 ○ 災害時の有害廃棄物対策の検討を促進する。 <p>(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の廃棄物担当課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。 <p>(住宅・建築物の耐震化の促進等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を推進する。 	
<p>(重要業績指標)</p> <p>41-0102 民間木造住宅耐震化率 74%(R1)→95%(R7)</p>	

8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により、復興できなくなる事態
<p>(復旧・復興を担う人材等の育成等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震、土砂災害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。 ○ 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく。 ○ 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する。 <p>(市の機能低下の回避)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する市職員等の施設の被災による機能の大幅な低 	

下を回避すべく、体制・施設の強化を図る。

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。
- 事前復興まちづくりの取組を促進する。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強めておく。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- 市内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。
- ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図る。
- また、東海圏・中部圏・全国域でボランティアの受け入れに関する調整を行うため、連携体制の構築について協議を進める。

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

- 遺体の処置を円滑に行うため、訓練を実施する。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る。

(医療機関の耐災害性の向上)

- 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める。

(重要業績指標)

5-1-1 自治会加入率 63%(H30)→57.2%(R7) (再掲)

8-3

地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により、復興が大幅に遅れる事態

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

- 河川堤防等の耐震化など地震洪水による浸水対策や 長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する。
- 他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。

(地籍整備の促進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により、更なる地籍整備を促進する。

(重要業績指標)

4-1-4 道路冠水管所数 13箇所(H30)→11箇所(R7) (再掲)

5-2-1 防災協定の締結数 69件(H30)→100件(R7) (再掲)

8-4	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
<p>(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。 ○ 仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、木材の生産・流通・加工体制の強化を図る。 <p>(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。 <p>(自宅居住による生活再建の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。 ○ 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する。 ○ 市民の保険・共済への加入の促進を図る。 	

8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
<p>(文化財の耐震化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。 <p>(コミュニティの活力の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平常時から仕掛けていく。 <p>(重要業績指標)</p> <p>3-4-1 文化財の保存活動の参加者数 1,020人(H30)→1,060人(R7)</p> <p>3-4-2 文化活動支援のために組織されたボランティア団体数 6団体(H30)→6団体(R7)</p>	

8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
<p>(地籍調査の推進等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地等の地籍調査を推進するとともに、GNSS測量などの最新の測量技術を導入して作業の効率化を図りつつ、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する。 <p>(建設業の担い手確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては 	

将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

(所有者不明土地への対策)

- 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。

(復興体制や手順の検討等)

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、震災復興都市計画模擬訓練の実施等を推進するとともに、事前復興まちづくりの取組等を促進する。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。
- 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS過疎地問題の解決に向けた対策を進める。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書等の交付体制の確立を図る。

(用地の活用に係る平常時からの調整等)

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促す。

第5章 計画推進の方策

尾張旭市の強靱化を着実に推進するため、PDSサイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行います。

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、尾張旭市防災会議及び尾張旭市地域強靱化計画検討会議の参加機関をベースに、全庁的な体制のもと、国、県、関係機関等の関係者と連携し、取組を進めます。

2 計画の進捗管理

本計画で位置づけた施策の推進方針に対して、市は、進捗状況を毎年度可能な限り定量化して把握し、必要に応じて各分野の有識者や関係者による意見・助言を受け、取組のフォローアップを進めます。

3 計画の推進期間

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、令和2年7月から令和8年3月までのおおむね6年間とします。

また、地域活性化、地域創生との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、社会情勢の変化により新たに実施すべき事業が出てきた場合などは、推進すべき施策を中心に適宜、本計画を見直すこととします。

(別紙) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

目標 1 直接死を最大限防ぐ

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</p>	<p>(住宅・建築物等の耐震化等の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。さらに、宅地の耐震診断や耐震化を促進する必要がある。 ○ 住宅や建築物の開口部における飛来物対策など、強風時の飛来物の衝突による被害を抑制する取組を推進する必要がある。 <p>(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。 <p>(公共施設等の耐震化・長寿命化の推進・促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化する必要がある。また、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。 ○ 公共施設、医療施設、社会福祉施設等の長寿命化については、計画に基づき、適切な対策を推進する必要がある。 <p>(空き家の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空き家化の予防等を含めた空家等対策計画に基づく取組を推進する必要がある。 <p>(交通施設等における脆弱性の解消)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る必要がある。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。 ○ インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する装備等に係る検討を進める必要がある。 <p>(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に啓発するなど、施設等の安全性を向上させる必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(各公共施設・構造物の脆弱性の解消等)</p> <p>○ 老朽化した危険な各公共施設・構造物については、その必要性を考慮しつつ、除却を進める必要がある。</p> <p>(家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進)</p> <p>○ 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。</p> <p>(災害対応能力の向上)</p> <p>○ 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。</p> <p>(消防団等の充実強化の促進等)</p> <p>○ 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。</p>
<p>1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p>	<p>(火災に強いまちづくり等の推進)</p> <p>○ 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備等を推進する必要がある。</p> <p>(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)</p> <p>○ 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。</p> <p>(災害対応能力の向上)</p> <p>○ 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。</p> <p>○ 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。</p> <p>(情報通信関係施策の推進)</p> <p>○ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。</p> <p>(消防団等の充実強化の促進等)</p> <p>○ 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p>	<p>(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水機場の整備や機能強化を進めるとともに、管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する必要がある。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する必要がある。 ○ 洪水による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進める必要がある。 ○ 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。 <p>(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。また、地域防災計画の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。 <p>(河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する必要がある。 <p>(河川の改修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川整備計画に基づき、河川改修を進める必要がある。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、適切に維持管理を行う必要がある。 <p>(浸水想定区域の周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を周知することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る必要がある。 <p>(気候変動を踏まえた水災害対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、県の動向を踏まえ、対応について検討する必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む必要がある。 <p>(情報通信関係施策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報関係施策を推進する必要がある。 ○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。 <p>(災害対応力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多数の死傷者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。 ○ 他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や市における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。
<p>1-4 大規模な土砂災害 等による多数の死 傷者の発生</p>	<p>(土砂災害対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進める必要がある。 ○ 土砂災害に対して人的被害を防止するため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する必要がある。 ○ ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の周知や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図る必要がある。 <p>(森林・農地等の保全機能の低下への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健全な森林の状態を保つための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する必要がある。森林の整備に当たっては、必要に応じ森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る必要がある。 ○ 基幹的水利施設を始めとする農業水利施設の耐震化等を進める必要がある。 <p>(亜炭坑跡地対策の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 亜炭坑跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施など、亜炭坑跡地対策を促進する必要がある。 <p>(警戒避難体制の整備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練などの地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うと

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>もに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。</p> <p>○ 災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修及び同エリア外への移転を促進する必要がある。</p> <p>(情報関係施策の推進)</p> <p>○ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなどICTを活用した情報共有などの情報通信関係施策を推進する必要がある。</p> <p>(災害対応力の強化等)</p> <p>○ 多数の死者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。</p> <p>○ 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。</p>

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</p>	<p>(輸送ルートの確保対策の実施)</p> <p>○ 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。</p> <p>(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)</p> <p>○ 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、整備資機材の充実や、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る必要がある。</p> <p>○ 交通規制等の情報提供により、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。</p> <p>○ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。</p> <p>(水道施設の老朽化対策等の推進)</p> <p>○ 水道事業者等において耐震化計画の策定と水道施設の耐震化を推進する必要がある。</p> <p>○ 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、応急給水計画の策定等を推進する必要がある。ま</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>た、避難所となる施設で、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)</p> <p>○ 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める必要がある。</p> <p>(停電時における電動車等の活用)</p> <p>○ 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する必要がある。</p> <p>(応急用食料等の調達)</p> <p>○ 南海トラフ巨大地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による市備蓄の推進や企業連携型BCPの策定の促進を図る必要がある。また、応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続する必要がある。さらには、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討するとともに、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせて精査する必要がある。</p> <p>(食料・燃料等の備蓄)</p> <p>○ 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る必要がある。公的施設・避難所等における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する必要がある。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。</p> <p>(燃料等の仮貯蔵)</p> <p>○ 消防庁の「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」について、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。</p> <p>(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)</p> <p>○ 災害時にラストマイルも含めて円滑に支援物資を輸送するため、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施することで、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する必要がある。また、被災地の状況に合わせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制を構築する必要がある。</p> <p>○ 災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。</p> <p>(住宅・建築物の耐震化等の促進)</p> <p>○ 避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める必要がある。</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(消防団等の充実強化の促進等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。
<p>2-2 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>	<p>(災害対応の体制・資機材強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する必要がある。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。さらに、市内において、応援部隊の一次集結やベースキャンプ機能を果たす防災拠点の整備検討を進める必要がある。 ○ SNSによる住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る必要がある。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める必要がある。 <p>(災害対応業務の実効性の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する必要がある。 ○ 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。 <p>(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性をさらに強化する必要がある。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。 ○ 情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。 <p>(消防団員の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。 <p>(後方支援を担う新たな防災拠点の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進)</p> <p>○ 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開が行われるよう支援する必要がある。</p> <p>(避難行動要支援者の救助・救急活動)</p> <p>○ 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえぬ人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する必要がある。</p> <p>(住宅・建築物の耐震化等の促進)</p> <p>○ 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する必要がある。</p> <p>(消防団の充実強化の促進等)</p> <p>○ 公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。</p>
<p>2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱</p>	<p>(帰宅困難者対策の推進)</p> <p>○ 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。</p> <p>○ 混乱の発生を避けるため、帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を講じる必要がある。</p> <p>(帰宅困難者等の受入態勢の確保)</p> <p>○ 不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る必要がある。滞り場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進する必要がある。また、滞り者等の安全の確保に向けた取組を一層促進する必要がある。</p> <p>(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)</p> <p>○ 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する必要がある。また、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。さらには、徒</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進める必要がある。</p> <p>(鉄道の運行再開の協力等)</p> <p>○ 鉄道の運行再開について、速やかに運行を再開できるよう協力するとともに、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制を強化する必要がある。</p> <p>(交通渋滞の回避)</p> <p>○ 交通渋滞により代替バスの円滑な運行ができなくなる事態を回避するため、通行止めなどの交通規制、渋滞等を提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。</p> <p>(行政機関等の機能低下の回避)</p> <p>○ 行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める必要がある。</p> <p>(代替輸送手段の確保等)</p> <p>○ 地震、土砂災害、洪水による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する必要がある。</p>
<p>2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p>	<p>(医療リソースの供給体制の確立)</p> <p>○ 南海トラフ巨大地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る必要がある。</p> <p>○ 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築する必要がある。</p> <p>(災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進)</p> <p>○ 災害拠点病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高める必要がある。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、非常用電源の確保、自立・分散型エネルギー設備の導入、LPガスや灯油など、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進する必要がある。</p> <p>(民間事業者との連携による燃料の確保)</p> <p>○ サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する必要がある。ま</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>た、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油燃料の運搬給油体制を確保する必要がある。</p> <p>(多数の負傷者が発生した場合の対応)</p> <p>○ 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。</p> <p>(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)</p> <p>○ 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。</p> <p>(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)</p> <p>○ 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに洪水土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。</p> <p>(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)</p> <p>○ 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、代替性確保のための幹線道路等の整備及びアクセス向上、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策（道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等）や無電柱化、環状交差点等の活用、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに洪水土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。</p> <p>○ 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める必要がある。</p> <p>(救急搬送の遅延の解消)</p> <p>○ 救急搬送の遅延を解消するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める必要がある。</p> <p>○ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する必要がある。また、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める必要がある。</p> <p>○ 通行止めなどの交通規制、渋滞等情報提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。</p> <p>(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)</p> <p>○ 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する必要がある。
<p>2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生</p>	<p>(衛生環境の確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持する必要がある。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する必要がある。 ○ 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する必要がある。 <p>(下水道施設の整備促進・耐震化・老朽化対策・下水道BCPの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震時においても衛生的な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を促進する必要がある。 ○ 地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保するため、下水道施設の耐震化、老朽化対策を早急に進めるとともに、下水道BCPの充実を促進する必要がある。 <p>(避難所における感染症対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、O-157、新型コロナウイルスなどが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく必要がある。 ○ 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。 ○ 避難所が過密状態になるのを防ぐため、親戚や友人の家等の避難所以外への避難の検討を促進する必要がある。 <p>(医療活動を支える取組の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。
<p>2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>	<p>(避難所における良好な生活環境の確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設が指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化する必要がある。 <p>(避難所の運営体制等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の避難生活を適正に支援できるよう、避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進す

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>る必要がある。また、地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組を促す必要がある。</p> <p>○ 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を図る必要がある。</p> <p>(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)</p> <p>○ 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。</p> <p>(避難所における必要物資の確保等)</p> <p>○ 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、断水時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。</p> <p>(避難所外避難者への対策の整備)</p> <p>○ 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める必要がある。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。</p> <p>(被災者の健康管理)</p> <p>○ 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。</p> <p>(保健医療機能の確保等)</p> <p>○ かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする必要がある。</p> <p>○ 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。</p> <p>(被災者の生活支援等)</p> <p>○ 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する必要がある。</p> <p>○ 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速や</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>かな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。</p> <p>○ 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。</p> <p>(住宅・建築物の耐震化等)</p> <p>○ 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める必要がある。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進める必要がある。</p> <p>(避難所の耐震化等の推進)</p> <p>○ 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化を行う必要がある。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する必要がある。</p> <p>○ 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備などの取組を促進する必要がある。</p> <p>(避難生活における要配慮者支援)</p> <p>○ 高齢者や障がい者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる必要がある。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る必要がある。また、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する必要がある。</p> <p>○ 災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する必要がある。</p> <p>(避難行動要支援者への支援)</p> <p>○ 市における避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする必要がある。</p> <p>(避難所の絶対量の不足に対する相互連携)</p> <p>○ 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める必要がある。</p>

目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱</p>	<p>(公共の安全等の秩序維持体制の整備)</p> <p>○ 警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る必要がある。</p> <p>(緊急交通路の確保)</p> <p>○ 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する必要がある。</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通情報の集約や、迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する必要がある。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要がある。 <p>(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する必要がある。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。 ○ 人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る必要がある。 <p>(市職員・施設等の被災による機能低下の回避)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治安の悪化等を防ぐため、市の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。
<p>3-2 行政機関等の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下</p>	<p>(行政機関等の機能維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る必要がある。また、市の情報通信ネットワークの冗長化等を図る必要がある。 <p>(自治体の業務継続計画の作成及び見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の作成及び見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った合同訓練等を継続していく必要がある。 <p>(行政機関等の職員の不足への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関等の職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める必要がある。 ○ 他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。 <p>(防災拠点等の電力確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電力供給遮断などの非常時においても、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>推進する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する必要がある。 ○ 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、備蓄等を促進するとともに、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る国・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。 <p>(道路の防災対策等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関等の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに洪水土砂災害対策、治山対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。 <p>(復旧復興施策や被災者支援の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る必要がある。 ○ 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む必要がある。 <p>(住民等の自発的な防災行動の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。 <p>(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める必要がある。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく必要がある。 <p>(タイムラインの策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインの策定を検討する必要がある。 <p>(応急活動等の継続のための事前対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだBCPの策定を促進する方策を検討する必要がある。 <p>(災害応急対策の実施体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>4-1 防災・災害対応に 必要な通信インフ ラの麻痺・機能停 止</p>	<p>(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは市全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する必要がある。 <p>(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、BCPの見直しを図る必要がある。 <p>(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。
<p>4-2 テレビ・ラジオ放 送の中断等によ り、災害情報が必 要な者に伝達でき ない事態</p>	<p>(多様な情報提供手段の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム（Lアラート）の導入促進など、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る必要がある。 <p>(災害対応業務の標準化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。 <p>(情報通信インフラの整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を促進する必要がある。
<p>4-3 災害時に活用する 情報サービスが機 能停止し、情報の 収集・伝達ができ ず、避難行動や救 助・支援が遅れる 事態</p>	<p>(効果的な教育・啓発の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。 <p>(情報伝達手段の多様化の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての住民にJアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める必要がある。また、全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の災害情報共有システム（Lアラート）の導入促進や関係者間の合同訓練、住民リストの整備、旅行者など短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備、消

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する必要がある。</p> <p>(情報収集手段の多様化の推進等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や共通化について検討する必要がある。 <p>(情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の災害情報ハブの取組等を参考に、情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、情報収集・提供の主要な主体である自治体の人員・体制を整備する必要がある。 <p>(情報伝達手段・体制の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線、消防等の通信施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る必要がある。 ○ 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する必要がある。 <p>(交通渋滞による避難の遅れの回避)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルールの検討、道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等を行う必要がある。また、通行実績情報等の自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく必要がある。 <p>(災害対応力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。また、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する必要がある。さらには、情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進める必要がある。 ○ 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める必要がある。 <p>(避難勧告等の発令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。さらに、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。 ○ 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する必要がある。 <p>(状況情報を基にした主体的避難の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく必要がある。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う必要がある。</p> <p>(避難の円滑化・迅速化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る必要がある。

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下</p>	<p>(個別企業BCP策定等の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別企業のBCPについては、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる必要がある。特に、中小企業のBCP策定率を向上させるため、中小企業庁が整備したBCP策定運用指針やレベルに応じたBCPの様式等を活用し、普及活動を進める必要がある。また、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携したBCPの策定を促進する必要がある。 ○ 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシーの確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象としたBCPの作成や浸水防止対策の実施を促進するための方策について検討する必要がある。 <p>(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の防災、地震対策や無電柱化を進める必要がある。
<p>5-2 エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響</p>	<p>(燃料供給バックアップ体制の充実強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列BCPの策定を促進し、訓練の実施等を通じて燃料供給のバックアップ体制の実効性を高めるとともに、計画の不断の見直しを行う必要がある。
<p>5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p>	<p>(交通施設の防災対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>○ 道路橋梁の耐震補強や液状化対策、浸水対策、停電対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進める必要がある。また、洪水、土砂災害、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める必要がある。</p> <p>(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)</p> <p>○ 老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他回路となり得る道の情報把握と共有、交通安全施設等の整備、環状交差点等の活用等を進める必要がある。</p> <p>○ 関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供を行う必要がある。</p> <p>○ 現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する必要がある。</p> <p>(輸送モードの連携・代替性の確保)</p> <p>○ 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化する必要がある。また、鉄道や自動車を利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する必要がある。</p>
<p>5-4 食料等の安定供給 の停滞</p>	<p>(食品産業事業者等の災害対策の強化)</p> <p>○ 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発、事業者によるBCPの策定を促進する必要がある。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく必要がある。</p> <p>○ 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する必要がある。</p> <p>(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)</p> <p>○ 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化等、農業水利施設等の保全対策、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。</p> <p>(サプライチェーン輸送モードの強化)</p> <p>○ 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。</p>
<p>5-5 異常渇水等による 用水供給途絶に伴</p>	<p>(上水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)</p> <p>○ 上水道、農業水利施設の耐震化について、都道府県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。また、</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
う生産活動への甚大な影響	<p>老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。</p> <p>(水資源の有効な利用等の普及・推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。 <p>(水の安定供給)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す必要がある。また、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する必要がある。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成26年法律第16号）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止</p>	<p>(石油燃料の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。 <p>(自立・分散型エネルギーの導入の促進等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。 <p>(エレベーター閉じ込め対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エレベーターが緊急停止した場合の、閉じ込められた乗員の救出策を検討する必要がある。
<p>6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止</p>	<p>(水道施設等の耐震化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道施設について、耐震性の不足している施設については耐震化等を推進する必要がある。また、市や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道の管路更新（耐震管への更新）及び基幹管路の2条化などの管路対策を計画的に進める必要がある。 ○ 上水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。 <p>（上水道等の復旧の体制等の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、道路防災対策等を進めるとともに、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進め、雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。
<p>6-3 汚水処理施設等の 長期間にわたる機能 停止</p>	<p>（下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道の処理場施設及び幹線管渠施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実に促進する必要がある。 <p>（浄化槽の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。また、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する必要がある。 <p>（汚水処理施設等の防災対策の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の耐震化対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。
<p>6-4 交通インフラの長 期間にわたる機能 停止</p>	<p>（輸送ルート確保の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送ルートの確実な確保のため、都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。 ○ 道路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進める必要がある。 ○ 道路橋梁の耐震補強、土砂災害対策、道路の無電柱化、老朽化した信号機の更新、その他交通施設に関する耐震化、液状化対策耐水対策、停電・節電対策や、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める必要がある。 ○ 交通インフラの維持管理、更新に関する検討を進め、実用化を図る必要がある。 ○ 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。 <p>（交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震発災後、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を図る必要がある。また、代替輸送ルート計画の支援などについて、検討を進める必要がある。 ○ 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるように、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努める必要がある。 ○ 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。 ○ 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。 <p>（道路における冠水対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る必要がある。 <p>（災害時における放置車両対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害発生時に道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行う等、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する必要がある。 <p>（幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。 <p>（基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する必要がある。 <p>（ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
6-5 防災インフラの長 期間にわたる機能 不全	<p>(防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震想定地域等における河川等の防災インフラについては、市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進める必要がある。

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
7-1 地震に伴う市街地 の大規模火災の発 生による多数の死 傷者の発生	<p>(救助活動能力の充実・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。 ○ 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める必要がある。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進める必要がある。 <p>(火災に強いまちづくり等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める必要がある。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等を推進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備等を推進する必要がある。 ○ 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める必要がある。 <p>(農業用燃料タンクの燃料流出防止対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防法に基づく市条例の周知や、防止対策に関する情報提供など農業用燃料タンクの燃料流出防止対策を推進する必要がある。 <p>(住宅・建築物の耐震化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。さらに、宅地の耐震診断や耐震化を促進する必要がある。 ○ 住宅や建築物の開口部における飛来物対策など、強風時の飛来物の衝突による被害を抑制する取組を推進する必要がある。 <p>(公共施設等の耐震化の推進・促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設、医療施設、社会福祉施設等について耐震化を進める必要がある。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(感震ブレーカー等の普及)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する必要がある。 <p>(災害対応力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備等を進める必要がある。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練する必要がある。 <p>(消防水利の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める必要がある。 <p>(消防団員の確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。 ○ 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。
<p>7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺</p>	<p>(関係機関の連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する必要がある。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める必要がある。 ○ 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域のかつ実践的な訓練の実施による防災力の強化を進める必要がある。 <p>(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。 <p>(沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者の適切な管理を促す必要がある。 <p>(道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める必要がある。 ○ 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(空き家の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空き家化の予防等を含めた空家等対策計画に基づく取組を推進する必要がある。 <p>(地下構造物の耐震化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める必要がある。 <p>(災害情報の収集体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る必要がある。 ○ 自動車が通行できない時に、自転車など効率よく現地調査を行う手段の確保や、既設の計測・観測機器類等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるよう必要がある。 <p>(交通渋滞の回避)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める必要がある。
<p>7-3 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生</p>	<p>(ため池の防災対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの作成など総合的な対策を実施する必要がある。 <p>(土砂災害対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害防止機能を発揮させるため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する必要がある。 ○ 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として 堆積土砂の撤去を行う必要がある。 <p>(情報関係施策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化などの情報関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生等を防止する必要がある。 <p>(消防団等の充実強化の促進等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する必要がある。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。
<p>7-4 有害物質の大規模拡散・流出</p>	<p>(石綿飛散防止対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底について指導を進めていく必要がある。また、所有者に対しても、平常時から吹き

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、マニュアルの策定を進める必要がある。 ○ 地震により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進めていく必要がある。 <p>(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。また、市の施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させる必要がある。
<p>7-5 農地・森林等の 荒廃による被害の 拡大</p>	<p>(農地や農業水利施設等の保安全管理と体制整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保安全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める必要がある。 ○ 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保安全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する必要がある。 <p>(適切な森林の整備・保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する必要がある。また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図る必要がある。 ○ 災害が発生する危険性の高い箇所の的確な把握治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る必要がある。自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。 <p>(土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る必要がある。 <p>(自然と共生した多様な森林づくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>害を防止するための鳥獣害対策を推進する必要がある。また、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の活動組織による森林の保全管理活動等を関連事業者の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する必要がある。 <p>(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。 <p>(農地・農林等の荒廃の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぐ必要がある。

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態</p>	<p>(災害廃棄物の仮置場の確保の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する必要がある。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。 <p>(災害廃棄物処理計画の策定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物処理計画策定するとともに、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。 <p>(ごみ焼却施設の災害対応力の強化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入など、大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める必要がある。 ○ 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する必要がある。 <p>(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る必要がある。 ○ 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理計画策定する必要がある。 ○ 災害時の有害廃棄物対策の検討を促進する必要がある。 <p>(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の廃棄物担当課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(住宅・建築物の耐震化の促進等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を推進する必要がある。
<p>8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により、復興できなくなる事態</p>	<p>(復旧・復興を担う人材等の育成等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震、土砂災害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。 ○ 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する必要がある。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。 ○ 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する必要がある。 <p>(市の機能低下の回避)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する市職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る必要がある。 <p>(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める必要がある。 ○ 事前復興まちづくりの取組を促進する必要がある。 ○ 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強めておく必要がある。 <p>(災害ボランティアの円滑な受入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内ボランティア団体と連携した訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制を構築する必要がある。 ○ ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図る必要がある。 ○ また、東海圏・中部圏・全国域でボランティアの受け入れに関する調整を行うため、連携体制の構築について協議を進める必要がある。 <p>(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体の処置を円滑に行うため、訓練を実施する必要がある。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(医療機関の耐災害性の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める必要がある。
<p>8-3 地盤沈下等による 長期にわたる浸水 被害の発生によ り、復興が大幅に 遅れる事態</p>	<p>(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川堤防等の耐震化など地震洪水による浸水対策や 長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する必要がある。 ○ 他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。 <p>(地籍整備の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により、更なる地籍整備を促進する必要がある。
<p>8-4 被災者の住居確保 等の遅延による生 活再建の遅れ</p>	<p>(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。 ○ 仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、木材の生産・流通・加工体制の強化を図る必要がある。 <p>(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。 <p>(自宅居住による生活再建の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。 ○ 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。 ○ 市民の保険・共済への加入の促進を図る必要がある。
<p>8-5 貴重な文化財や環 境的資産の喪失、 地域コミュニティ の崩壊等による有 形・無形の文化の 衰退・損失</p>	<p>(文化財の耐震化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(コミュニティの活力の確保)</p> <p>○ 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平常時から仕掛けていく必要がある。</p>
<p>8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態</p>	<p>(地籍調査の推進等)</p> <p>○ 市街地等の地籍調査を推進するとともに、GNSS測量などの最新の測量技術を導入して作業の効率化を図りつつ、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する必要がある。</p> <p>(建設業の担い手確保等)</p> <p>○ 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。</p> <p>(所有者不明土地への対策)</p> <p>○ 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする必要がある。</p> <p>(復興体制や手順の検討等)</p> <p>○ 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、震災復興都市計画模擬訓練の実施等を推進するとともに、事前復興まちづくりの取組等を促進する必要がある。</p> <p>○ 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。</p> <p>○ 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS過疎地問題の解決に向けた対策を進める必要がある。</p> <p>○ 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。</p> <p>(用地の活用に係る平常時からの調整等)</p> <p>○ 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促す必要がある。</p>

尾張旭市国土強靱化地域計画

令和 2 年 7 月

(令和 6 年 4 月改訂)

発行 尾張旭市

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600-1

TEL 0561-53-2111 (代表)

0561-76-8104 (直通)

FAX 0561-52-0831

URL <http://www.city.owariasahi.lg.jp/>

